

議案第 4 9 号

羽曳野市税条例の一部を改正する条例の制定について

羽曳野市税条例の一部を改正する条例を別紙のように制定する。

令和 6 年 5 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

公益信託ニ関スル法律（大正 1 1 年法律第 6 2 号）の全部改正及び地方税法等の一部を改正する法律（令和 6 年法律第 4 号）の施行に伴い、個人の市民税の寄附金税額控除に関する規定等について、所要の改正を行うため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市税条例の一部を改正する条例

令和 年 月 日

羽曳野市条例第 号

羽曳野市税条例(昭和 57 年羽曳野市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第 23 条第 1 項中「若しくは金銭」を削り、同項第 2 号中「公益信託ニ関スル法律(大正 11 年法律第 62 号)第 1 条」を「公益信託に関する法律(令和 6 年法律第 号)第 2 条」に、「金銭」を「当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金」に改める。

附則第 2 条の 4 を削る。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公益信託に関する法律(令和 6 年法律第 号)の施行の日の属する年の翌年の 1 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規定の適用がある場合における前条に掲げる規定による改正後の羽曳野市税条例第 23 条第 1 項(第 2 号に係る部分に限る。)の規定の適用については、同号中「寄附金」とあるのは、「寄附金(所得税法等の一部を改正する法律(令和 6 年法律第 8 号)附則第 3 条第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第 1 条の規定による改正前の所得税法第 78 条第 3 項の規定により特定寄附金とみなされるものを含む。)」とする。

新	旧
<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 23 条 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は同項第 3 号に規定する市民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定める次の寄附金を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 20 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 大阪府知事又は大阪府教育委員会の所管に属する<u>公益信託に関する法律(令和 6 年法律第 号)第 2 条</u>に規定する公益信託の信託財産(信託法(平成 18 年法律第 108 号)第 2 条第 3 項に規定する信託財産をいう。)とするために支出した<u>当該公益信託に係る信託事務に関連する寄附金</u>であつて、その信託終了の場合において、その信託財産が市に帰属するもの</p> <p>2 省略</p> <p>第 24 条～第 114 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 2 条の 3 省略</p>	<p>(寄附金税額控除)</p> <p>第 23 条 所得割の納税義務者が、前年中に法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号及び第 2 号に掲げる寄附金又は同項第 3 号に規定する市民の福祉の増進に寄与する寄附金として条例で定める次の寄附金若しくは<u>金銭</u>を支出した場合には、同項に規定するところにより控除すべき額(当該納税義務者が前年中に同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金を支出した場合にあつては、当該控除すべき金額に特例控除額を加算した金額。以下この項において「控除額」という。)をその者の第 20 条及び前条の規定を適用した場合の所得割の額から控除するものとする。この場合において、当該控除額が当該所得割の額を超えるときは、当該控除額は、当該所得割の額に相当する金額とする。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 大阪府知事又は大阪府教育委員会の所管に属する<u>公益信託ニ関スル法律(大正 11 年法律第 62 号)第 1 条</u>に規定する公益信託の信託財産(信託法(平成 18 年法律第 108 号)第 2 条第 3 項に規定する信託財産をいう。)とするために支出した<u>金銭</u>であつて、その信託終了の場合において、その信託財産が市に帰属するもの</p> <p>2 省略</p> <p>第 24 条～第 114 条 省略</p> <p>附 則</p> <p>第 1 条～第 2 条の 3 省略</p> <p>(<u>公益法人等に係る市民税の課税の特例</u>)</p> <p><u>第 2 条の 4 当分の間、租税特別措置法第 40 条第 3 項後段(同条第 6 項から第 10 項まで及び第 11 項(同条第 12 項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定によりみなして適用する場合を含む。)の規定の適用を受けた同法第 40 条第 3 項に規定する公益法人等(同条第 6 項から第 11 項までの規定により特定贈与等に係る公益法人等とみなされる法人を含む。)</u>を同条第 3 項に規定する贈与又は遺贈を行つた個人とみなして、<u>施行令附則第 3 条の 2</u></p>

<p>以下省略</p>	<p><u>の3で定めるところにより、これに同項に規定する財産(同法第40条第6項から第11項までの規定により特定贈与等に係る財産とみなされる資産を含む。)</u>に係る山林所得の金額、譲渡所得の金額又は雑所得の金額に係る市民税の所得割を課する。</p> <p>以下省略</p>
-------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------